

(3) -13 佐渡奉行所跡

①概要

佐渡奉行所は、慶長8年(1603)、大久保長安により鶴子の陣屋を現在の相川上町台地に移したものである。これは、相川の金銀鉱脈が優良であったこと、沢に挟まれた天然の要害という地形、また相川の海が一望できるという立地条件が、物資の輸送や町づくりに好都合であったためと考えられている。敷地内には御米蔵のほか、運上金銀を保管する御運上蔵、油蔵・材木蔵・煙硝蔵からなる御雑蔵、金銀の製錬に使用する鉛を保管する鉛蔵などがあり、国内の他の奉行所には無い鉱山管理という特性を持っていた。また元和7年(1621)に小判を鑄造するための後藤役所が置かれ、宝暦9年(1759)には町内に散在していた選鉱・製錬工程をまとめた施設である寄勝場が建てられるなど、佐渡の鉱山経営と行政の中心であった。なお、佐渡奉行所は江戸時代の正保4年(1647)、寛延元年(1748)、寛政10年(1799)、天保5年(1834)、安政5年(1858)と5度の火災に遭ったが、その都度再建された。安政6年に再建された建物の大部分が昭和17年(1942)の焼失まで現存しており、明治維新後は、佐渡県、相川県、佐渡郡役所などの行政庁舎として使用された。現在の建物は平成12年(2000)に安政6年の絵図を基に復元されたものである。

②史跡の現状

佐渡奉行所は、相川の海岸を眼下にする海岸段丘西の先端部に位置し、奉行所跡全域が史跡整備関連施設用地として利用されている。

平成6年(1994)から平成10年(1998)までの5ヶ年にわたり奉行所跡の整備・活用のための発掘調査が行われ、そこで検出された大半の遺構は、調査後に覆土保存されている。整備に伴い検出遺構を露出して展示(露出展示)している遺構、調査以前から地上に表出していた遺構(現存遺構)を修復(保存修理・復元修理)したものもある。

平成7年(1995)から実施した遺構の保存整備では、平成12年(2000)度に御役所、平成12年(2000)度に大御門、木橋、平成14年(2002)度に勝場整備(ガイダンス施設)の整備が実施され、平成18年(2006)度に整備が完了している。

項目	内容
指定面積	18,673.000 m ²
土地所有	公有地(市有地) ※鉱業権者(株式会社ゴールデン佐渡)
土地利用	文化財公開施設
地目	学校用地
遺構	堀、水路・井戸・水溜、御金蔵関連(石組、掘立柱列、柵列)、御役所建物関連(大御門柱穴、御役所玄関雨落溝・石列、御役所建物礎石、穴蔵、広間役建物掘立柱建物跡、武具庫の礎石列等)、役宅関連(池)、土塁、宅所遺構(敷地周辺部石垣、鉛土杭)、製錬遺構(炉跡)、寄勝場(水路、井戸、石組等)
遺構分布	・指定地全域に奉行所関連遺構が分布。現在は覆土保存され、一部遺構が露出展示又は現存している。
施設分布	<p><遺構保存整備施設></p> <p>○現存遺構、発掘により検出した遺構を露出展示したもの</p> <p>現存遺構：敷地周縁部石垣(石組6・南西石組・その他南西突出部等)、南東土塁、東側・南側堀(南側堀の西半は発掘により検出。護岸の石積は下部残存石垣を修復、上部石垣は復元)</p> <p>遺構露出展示：穴蔵(覆屋内露出展示)、御役所北側井戸(井戸1)、御役所南東側井</p>

項目		内容
		<p>戸(井戸3)</p> <p>○遺構を覆土保護後、遺構の上面で整備したもの</p> <p>遺構表示施設：役宅(陣屋)跡平面表示施設、御金蔵跡平面表示施設、広間役長屋跡・土蔵跡平面表示施設、寄勝場跡平面表示施設、寄勝場跡立体表示施設、馬場跡立体表示施設</p> <p>復元展示施設：御役所、門(大御門、裏御門、役宅門)、御物見、塀(屋根板塀、笠木塀)、御門番所、御番詰方役所、木橋、土塁</p> <p><防災施設></p> <p>石垣・コンクリート擁壁等斜面崩落防止施設</p> <p><公開活用、管理施設等></p> <p>ガイダンス及び体験学習施設(寄勝場跡立体表示施設)、休憩施設(馬場跡立体表示施設)、受付・便所・管理事務所・水飲み場(御門番所・御番詰方役所立体表示施設)、園路、広場、案内板・説明板・名称板等看板類・史跡名称柱、サクラ・クロマツ等修景植栽、消火栓・防火ポンプ室等設備関係施設、管理用扉・塀・車止め類</p>
	その他	ゴミ箱
維持管理状況		<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者(佐渡市)が日常的に清掃等維持管理を実施している。 公開時間以外は閉門している。
公開活用状況		<ul style="list-style-type: none"> 文化財公開施設(奉行所跡)として全面公開している。 開館時間：午前8時30分～午後5時 休館日：年末年始(12/29～1/3) 年間入館数：約2万人(平成26年度は20,445人)
法規制		<p>文化財保護法(重要文化的景観)</p> <p>景観法(佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域)</p> <p>鉱業法(鉱業権登録区域)</p> <p>都市計画法(都市計画区域)</p> <p>騒音規制法(第2種・第3種区域)</p> <p>振動規制法(第1種・第2種区域)</p> <p>地すべり等防止法(地すべり防止区域)</p> <p>土砂災害防止法(土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域)</p> <p>新潟県屋外広告物条例(許可地域)</p>
調査等の履歴		<p>平成6～10・12年度 発掘調査(平成13・14年 報告書刊行)</p> <p>平成13・16年度 石造物分布調査(平成16年 報告書刊行)</p>
自然条件	地形	海岸段丘の段丘面の高台に立地している。平坦面は南側が一段高くなっているが、学校用地として利用されていた時代に北側下段部の敷地拡張に伴い南側上段部の北端部分が削平されていたため、文化財保存整備事業に際して盛土(地形復元)している。また、平成14年(2002)の大雨の際北西斜面で地すべりが発生した。
	植生	段丘崖を中心にして樹林帯が形成されている。樹林は防風林としての植林に由来するクロマツ林が優占する植生で、南側斜面には、自然遷移したとみられるヤブツバキクラス域の自然植生であるタブノキが混在するクロマツ・タブノキ群集がみられる。また斜面裾部等には伐採跡地の用地に生育するアズマネザサ群落が見られる。
	気象条件	海に面した高台にあることから潮を含んだ風が直接ふきつけ、特に冬期は北西の風が強く、海風の影響を受けやすい地にある。

③発掘調査の結果

佐渡奉行所跡の復元整備に伴い、地下遺構及び建物配置の具体的状況を知る目的で、平成6年(1994)から平成10年(1998)までの5か年にわたり発掘調査を実施した。その結果、遺跡は高低2段の段丘平坦面を中心に広がっていることが判明した。

南側上段には周囲に堀を巡らせて構内の区画を明確にした中に、町と島内の行政・裁判、金銀山の運営を行う御役所、赴任中の奉行の住まいである陣屋、非番方の住まいである向陣屋といった役宅、小判や銀塊を保管する御金蔵などがあった。

北側下段には金銀の選鉱・製練・小判製造を行う寄勝場の工場群があった。寄勝場は指定地の北側にも広がっており、製練・小判製造工程にあたる吹分所、寄床屋、小判所などがあった。

調査で検出された遺構と遺物をまとめると以下ようになる。

■主な遺構

役所遺構	堀	敷地周囲の東側と南側を巡る。調査時点では東側の堀と南側の堀の東部は現存し、南側の堀の一部は埋没。堀跡1は全長12.8m、幅2.2m、深さ1.45mを測る。南端は後年の道路側溝敷設で狭くなっているが、本来は幅3.5m以上あったと思われる。堀跡2は1の西延長部で、全長5.5m、幅2.2mを測る。西端に堀留の石垣が2段残存する。地表面との比高から本来は2段以上あったとみられる。
	水路・井戸・水溜	水路1～8は敷地内の雨水等の排水や、池・水溜等への配水として機能していたもので、石組されている。井戸1～4、6(石組井戸、素掘井戸)は御役所、役宅、御金蔵等の建物周辺にみられる。水溜1～2、5～7は御役所や御金蔵建物近くにあり、方形で内側は石組されている。最大規模の水溜2は御金蔵北側にあり、南北19m×東西7.5mを測り、防火等のために築造されたとみられる。
	御金蔵関連	御金蔵建物跡の西端部にあたる箇所から石組7、御金蔵建物に連続する建物跡とみられる0.9～1.8m間隔に並ぶ掘立柱列、周囲を取り巻いていたとみられる柵列3～5等を検出。
	御役所建物関連	御役所入口の大御門柱穴、御役所玄関周雨落溝・石列、御役所建物礎石1・2(中庭部分)、穴蔵(周囲を間知石積、床面を板張)、広間役建物掘立柱建物跡、武器庫1の礎石列等を検出。
	役宅関連	建物関連の明瞭な遺構は検出されていないが、役宅座敷南の庭の池1を検出。この池は天保年間には土塁築造に伴い埋め戻されている。
	土塁	堀のある東・南側以外の敷地周縁部を巡る。南側の東・西端の2箇所が開き口がある。異国船監視のために天保14年(1843)頃までに築造されたもの。幅3間、下部は石積。調査時点では東南端土塁の一部が残存。西側土塁の南端開口部から鉤型に曲がる南側土塁の根石列2、根石列3、4を検出。
	敷地周縁部石垣	石組6・南西石組・その他南西突出部等陣屋上段の西面から南西面の斜面を巡る石垣。正保4年(1647)の火災後再建の石垣。越中から来た五郎兵衛らが積んだと記録に残る。西側の石組6は南端近くで鉤型に折れ、延長約58m、高さ1.2mを測る。下部2段ほどは当初のもので、凝灰岩が主体で規模の大きな石材を用い、上部は補修が繰り返されたとみられ、方形の間知石で流紋岩、安山岩等混在する。西南石組は石組6の延長とみられる石垣で、敷地内側に向かって緩く湾曲し延長約55mを測る。調査前から露出。その他にも南西突出部や南端土塁西側などの周縁部斜面に石垣が残存する。
	鉛土坑	御役所と御金蔵の間の径3.41m×2.81m、深さ2.01mの楕円形土坑から、備蓄用に埋められた製練にかかわる鉛板172枚が出土。延宝3年(1675)に7,249貫52匁(679枚)が埋められ、その後享保3年(1718)に掘り出した際に、1,876貫823匁が行方不明になっており、これがその残りの鉛板に相当するとみられている。
製練遺構		南西端の土塁下、東西約15m、南北約5mの範囲から、製練にかかわるとみられる中仕切竈14、丸竈6、長竈1、形態不明竈8、計29の製練遺構群とみられる壁面を土器片等で補強した炉跡を検出。壁・床面や周辺から銀・銅・鉛・炭等が検出されており、金銀の鉛吹工程、蒸焼の焼竈、須灰竈などの用途が想定されている。絵図等にみられない遺構であり、遺物等の状況から正保4年(1647)以前のもので、奉行所建設以前の土地の所有者であった山師にかかわる金属製練遺構とみられる。
寄勝場		選鉱に関連するとみられる水路10～13、井戸8～10や船26箇所、石組10・11等が出土。石水路11には船24・25が載り、水路延長部にある船23も一体的に利用されていた施設とみられる。

■主な遺物

重要文化財(美術工芸品・考古資料)指定遺物 (平成23年6月27日)	「新潟県佐渡奉行所跡出土品 928点」(相川郷土博物館保管) 鉛板172点、磁器・陶器・土器・土製品328点、木製品31点、木簡25点、硯10点、金属製品27点(以上役所跡出土) 陶器・土器・土製品57点(以上製錬遺構出土) 磁器・陶器・土器・土製品41点、木製品17点、石製品220点(以上寄勝場跡出土)
御役所・御金蔵・役宅	石製品(扣石、石磨、石硯、砥石等)、金属製品(鉄砲弾等軍事用品、鋸・釘等大工道具、煙管等)、古銭、土器(灯明皿、火鉢、焙烙等)、瓦、播鉢、陶器(唐津、瀬戸、美濃、備前等)、磁器(中国磁器、肥前等)、木製品(奉行名・年号等記銘木簡、下駄、碗、箸等) 鉛土坑：鉛板172枚(延宝3年埋設)、荷札木簡16枚
製錬遺構	金属破片、古銭、鋳滓、土器(羽口、灯明皿、棒状土製品等)
寄勝場	石製品(扣石、石磨類、石硯等)、金属製品(煙管等)、古銭、鋳滓、土器(羽口、灯火具、焙烙明皿等)、瓦、播鉢、陶器(瀬戸、美濃、肥前等)、木製品(船、桶、笊、下駄等)



写真 2-203 : 製錬炉群検出状況
(長竈1基・中仕切竈14基・丸竈6基・形態不明竈8基)



写真 2-204 : 佐渡奉行所跡 鉛土坑検出状況
(1枚あたり平均約70cm・40kgの鉛板172枚及び荷札木簡16枚が出土)



中国産磁器・皿（景德鎮窯）



肥前磁器・小香炉



瀬戸美濃焼（織部焼）



棒状土製品（円柱状）



盤状土製品



荷札木簡

写真 2-205：主な佐渡奉行所跡出土遺物（重要文化財）

〈指定地の現況写真〉



写真 2-206：奉行所跡全景



写真 2-207：南西端土墨石垣
（天端付近は復元修理）



写真 2-208：裾部外周石垣



写真 2-209 : 堀 (切石護岸の上部は復元修理)



写真 2-210 : 井戸 1



写真 2-211 : 穴蔵



写真 2-212 : 穴蔵露出展示覆屋



写真 2-213 : 大御門



写真 2-214 : 御役所 (内部公開)



写真 2-215 : 御役所内部



写真 2-216 : 御物見



写真 2-217 : 御番詰方役所(管理事務所・手洗い)



写真 2-218 : 屋根板塀・板塀・役宅門・木橋



写真 2-219 : 土塁、裏御門



写真 2-220 : 広間役長屋



写真 2-221 : 役宅(陣屋)



写真 2-222 : 御武具蔵



写真 2-223 : 寄勝場立体表示施設



写真 2-224 : 寄勝場ガイドンス施設内部



写真 2-225 : ガイダンス展示



写真 2-226 : 案内板



写真 2-227 : 名称柱



写真 2-228 : 説明板



写真 2-229 : 説明板



写真 2-230 : 注意喚起看板



写真 2-231 : ライト



写真 2-232 : ライト

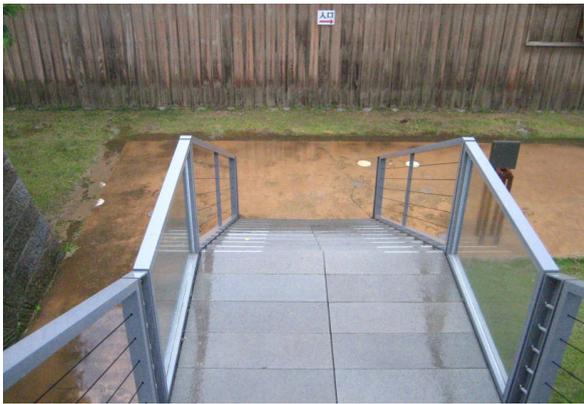


写真 2-233 : 園路・階段・手すり



写真 2-234 : 消火栓



写真 2-235 : 植栽(サトザクラ、シバ)



写真 2-236 : アズマネザサ等斜面植生



写真 2-237 : クロマツ林(植林)



写真 2-239 : 庇の葺板部分の浮き



写真 2-238 : クロマツ-タブノキ群落



写真 2-240 : 風雨対策のビニール張りとは、方位による板壁の劣化の違い



写真 2-241 : 御門番所屋根材の反り



写真 2-242 : 平面表示施設の舗装材の劣化



写真 2-243 : ブロックの亀裂



写真 2-244 : 平成 14 年の地すべり箇所
(クロマツ林も消失)



写真 2-245 : 斜面崩落対策のコンクリートブロック
の亀裂



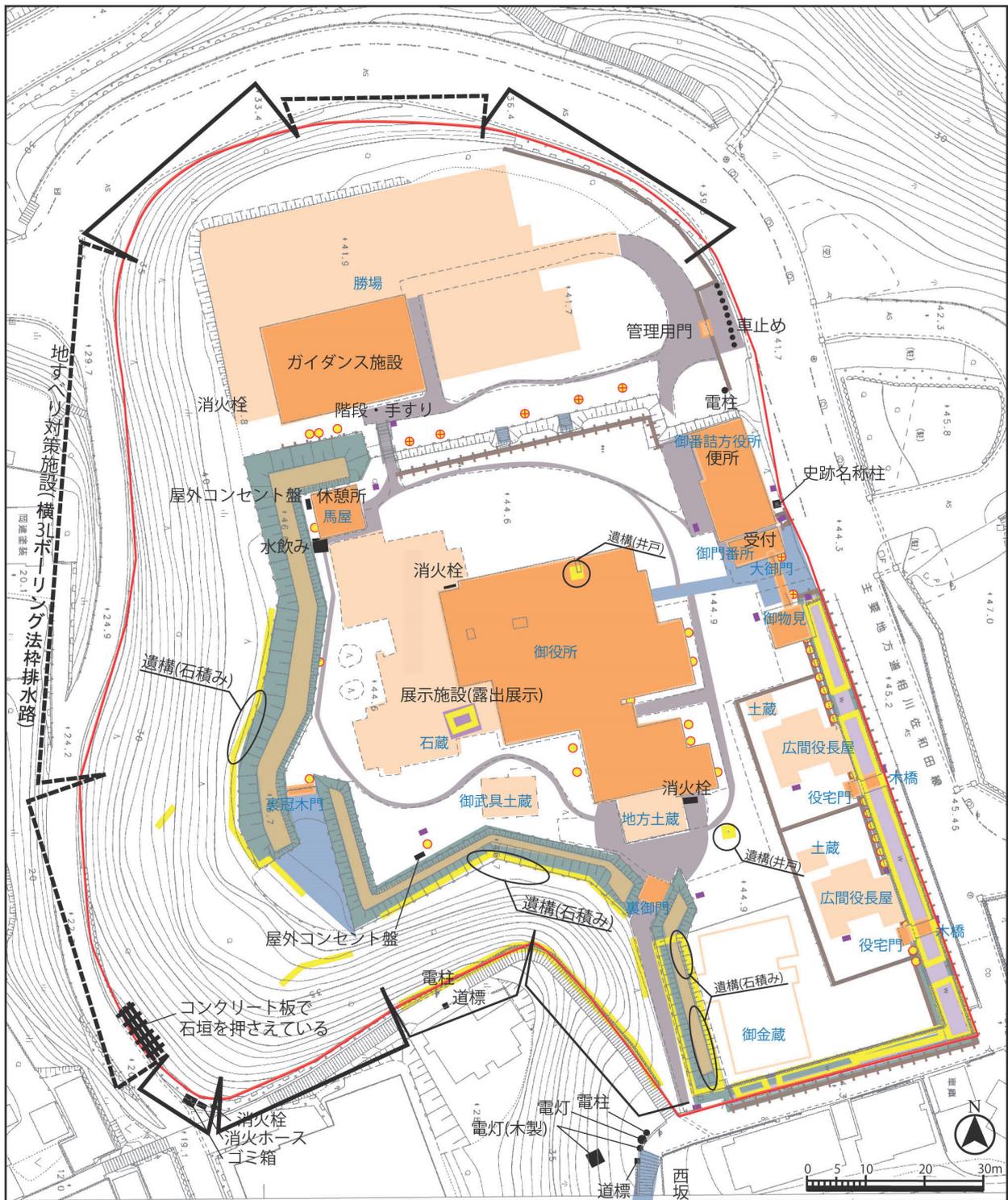
写真 2-246 : コンクリート枠工法による斜面崩落
防止工



写真 2-247 : コンクリートブロックによる斜面崩落
防止工



図 2-74 : 佐渡奉行所跡遺構分布図



凡例

- | | | | |
|--|-----------|--------|---------------|
| | 露出遺構 | | 案内板 |
| | 復元建造物・工作物 | | 説明板 |
| | 遺構表示 | | 車止め |
| | 柵 | | ライト |
| | 塀 | 法面保護施設 | |
| | 石垣・土塁 | | 空石積み |
| | 堀 | | 間知ブロック積み |
| | 石畳・石段 | | コンクリートブロック積み |
| | 園路・舗装 | | 史跡指定地(佐渡奉行所跡) |

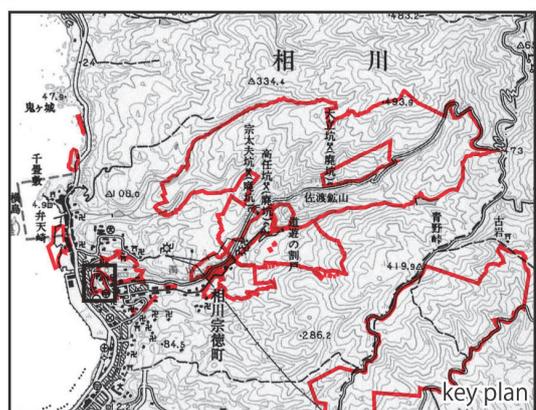


図 2-75 : 佐渡奉行所跡施設分布図

(3)-14 鐘楼

①概要

鐘楼は相川味噌屋町にある。かつては奉行所内に太鼓を置いて時を知らせていたが、荻原重秀奉行の指示で、正徳2年(1712)に相川六右衛門町の広伝寺境内に鐘堂を建て、住民に時刻を知らせたのが時鐘の初めである。この時鐘は、広間(奉行所)まで聞こえなかったため、味噌屋町に移されることになった。翌年5月に佐渡産出の銅で鐘を鋳造し直し、味噌屋町の鐘楼を改築して、その日の正午より撞き始めたという。天保5年(1834)の相川上町の大火で焼失したが、鐘は被災を逃れた。その後鐘楼は万延元年(1860)に改築された。なお、収められている銅鐘は荻原重秀の命により佐渡産出の銅で鋳造し、正徳3年(1713)6月6日から撞き始めたという記録がある。

②史跡の現状

相川八百屋町内、海岸段丘の段丘面の高台に位置している。地域住民等が日常的に管理し、朝夕には住民により鐘が撞かれている。

項目		内容
指定面積		81.240 m ²
土地所有		公有地(市有地) ※鉱業権者(株式会社ゴールデン佐渡)
土地利用		文化財公開施設
地目		宅地
遺構		鐘楼(木造建造物)及び基礎石垣
遺構分布		・指定地は、鐘楼と整備された広場で構成される。
施設 分布	史跡整備 関連施設	説明板(鐘楼説明板・佐渡百選名称板)、道標、鐘楼前広場、修景植栽(アジサイ・シバ等)、史跡名称柱
	その他	ゴミ箱
維持管理状況		・地域住民等が日常的に管理している。
公開活用状況		・指定地は常時公開(内部は原則非公開)しており、6時と18時に住民により鐘が撞かれている。
法規制		文化財保護法(重要文化的景観) 景観法(佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域) 鉱業法(鉱業権登録区域) 都市計画法(都市計画区域) 新潟県屋外広告物条例(許可地域)
調査等の履歴		平成15年度 解体修理(平成17年 報告書刊行)
自然 条件	地形	・海岸段丘の段丘面の高台に位置している。南東に向かってゆるく傾斜する場所であるが、指定地は人工的に平坦面を造成している。
	気象条件	・海に面した高台にあることから潮を含んだ風が直接ふきつけ、特に冬期は北西の風が強く、海風の影響を受けやすい地にある。

鐘樓の建造物の詳細を以下の表 2-41 に示す。

表 2-41：鐘樓

名称	鐘樓	
指定内容/指定年月日	重要文化的景観 / 平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物 / 平成 6 年 5 月 24 日	
所有者	佐渡市	
管理者	佐渡市	
構造形式規模	鐘樓 桁行 2 間(10 尺・3.06m)・梁行 2 間(10 尺・3.06m)・袴腰付・切妻造・木羽葺 東面南寄りに登段出入口付・内部角柱貫足固貫付・周囲縦板張 上層角柱四面開放 軒一軒・繁垂木 破風・懸魚・六葉付 時鐘 正徳 3 年(1713)造 高さ(龍頭除く) 118.0cm、直径 84.4cm(口径 66.4cm)	
部材	木	
その他の部分・要素	基礎石垣	
主な歴史	江戸	正徳 2 年(1712) 荻原重秀奉行の指示で広伝寺境内に鐘堂を建て、住民に時刻を知らせる。 (奉行所まで聞こえなかったため、その後時鐘が味噌屋町に移される。) 享和 2 年(1803) 大地震で鐘樓が破損し、復旧工事を行う。 天保 5 年(1834) 相川上町大火により鐘樓が全焼する。 万延元年(1860) 改築(現在の鐘樓が建造される。)
	明治・大正	明治 5 年頃 この頃まで報時鐘として所定の時刻を知らせていた。 大正 13 年 屋根下地及び屋根の葺替え
	昭和・平成	昭和 42 年以降 瓦葺に変更(以前は古写真より木羽葺と思われる) 昭和 60 年 小修理、鐘樓基壇の北西面石垣積み直しとコンクリート補強 平成 5 年 小修理、袴腰・扉・鐘樓基壇に取り付く石垣等南東平坦部の修景 平成 15 年度 全面解体修理*
破損状況	平成 15 年度に解体修理されており、遺構の破損等は特にみられない。	
保存上の課題	特になし	
防災設備	なし	
公開状況	外観は見学可	

※平成 15 年度修理の内容

木材の腐朽が著しく、仕口の腐朽等による建物の傾きも顕著で構造的にも危険な状態であったため、平成 15 年度に全面解体修理を行っている。

修理では、昭和 40 年代に葺かれた瓦屋根を木羽葺に変更し、古写真や腰長押の痕跡から、袴板上部の窓台・雨押えを撤去し、当初の腰長押現しとしている。また、基礎石垣の一部も補修を実施している。

建造物の修理に合わせて、時鐘の破損箇所の調査も行われている。時鐘は平成 3 年の除夜の鐘を最後に老朽化を考慮して撞くのを中止していたが、調査の結果、鐘は時鐘として使用することに問題は無いということが判明し、腐蝕が著しい鐘釣梁に取り付く吊り金具等を交換している。

なお、平成 15 年度以降も以下の部分的な修理が実施されている。

- ・基礎石垣は凝灰岩の切石谷積で、本来は空積であったが、後年の補修で目地をモルタルで充填している。
- ・袴腰土台基礎は本来は残存遺構から自然石玉石敷であったと思われるが、コンクリート布基礎に変えられている。基礎の上のの袴腰土台は米松に取り替えられ(当初は桧か)、コンクリート布基礎とボルト止めされていた。
- ・上層の腰長押とその上部マグサの間の開口部は、撞木のある東面中央以外に 1 本溝が掘られている。聞き取り調査等から、冬季や台風時等に防風等のために板戸をはめ込んでいたようであるが、現在は残っていない。

〈指定地の現況写真〉



写真 2-248 : 指定地全景 (東南から)



写真 2-249 : 基礎石垣



写真 2-250 : 説明板、史跡名称柱



写真 2-251 : ゴミ箱 (町内用)、道標



写真 2-252 : 鐘楼全景



凡例

- 石垣
- 建造物(鐘楼)
- 管理・便益施設等
- 説明板及び道標
- 史跡指定地(鐘楼)

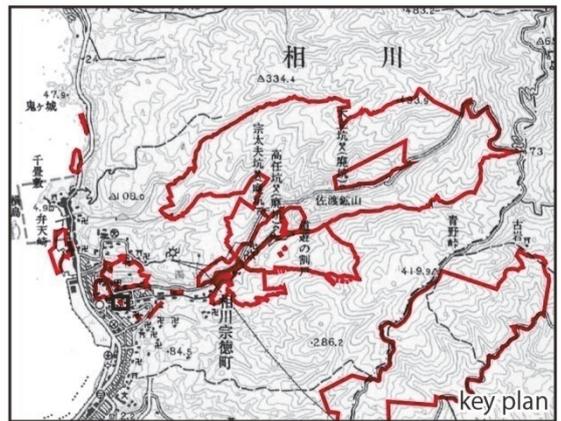
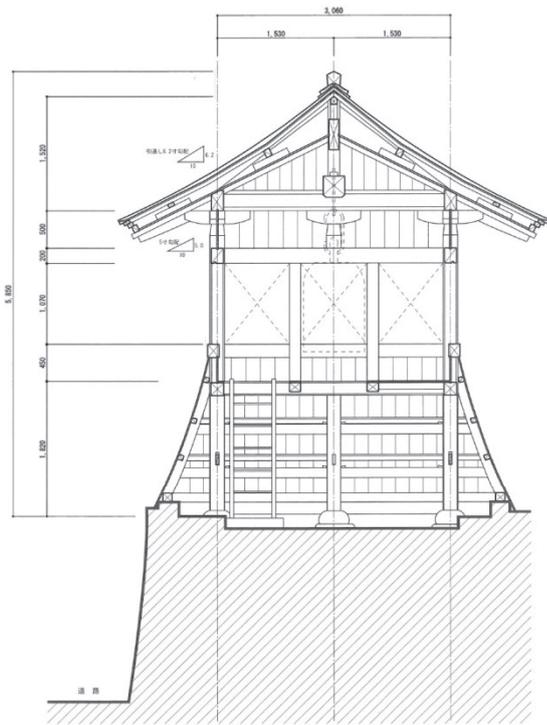
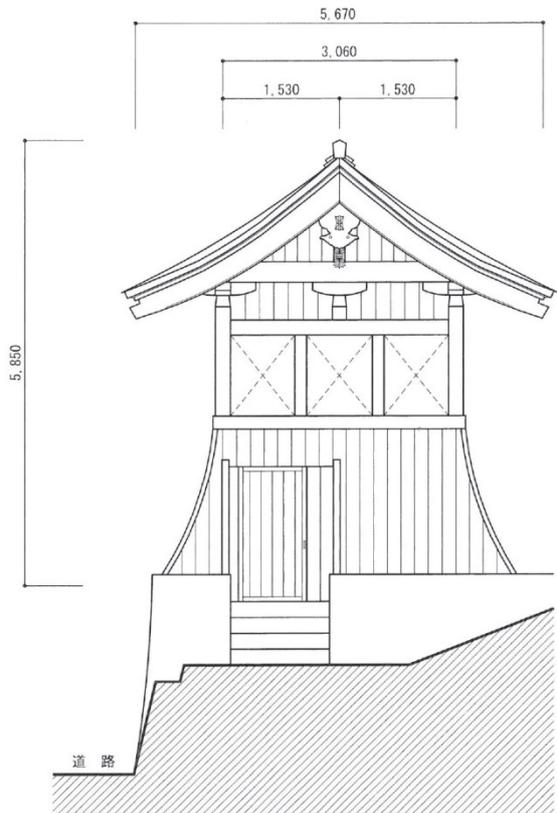


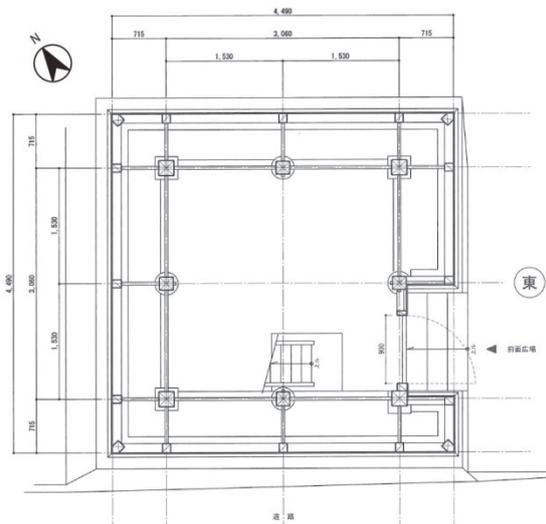
図 2-76 : 鐘楼遺構分布及び施設分布図



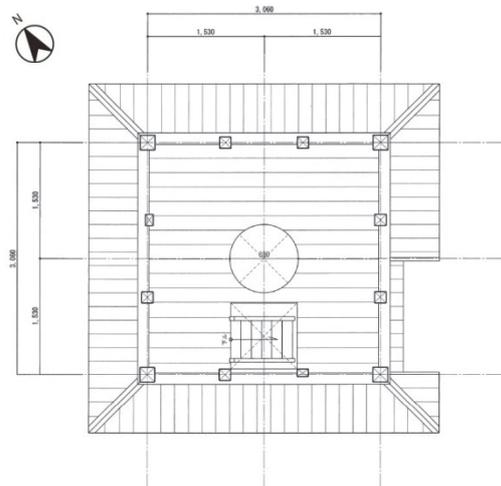
<梁間断面図 S=1/100>



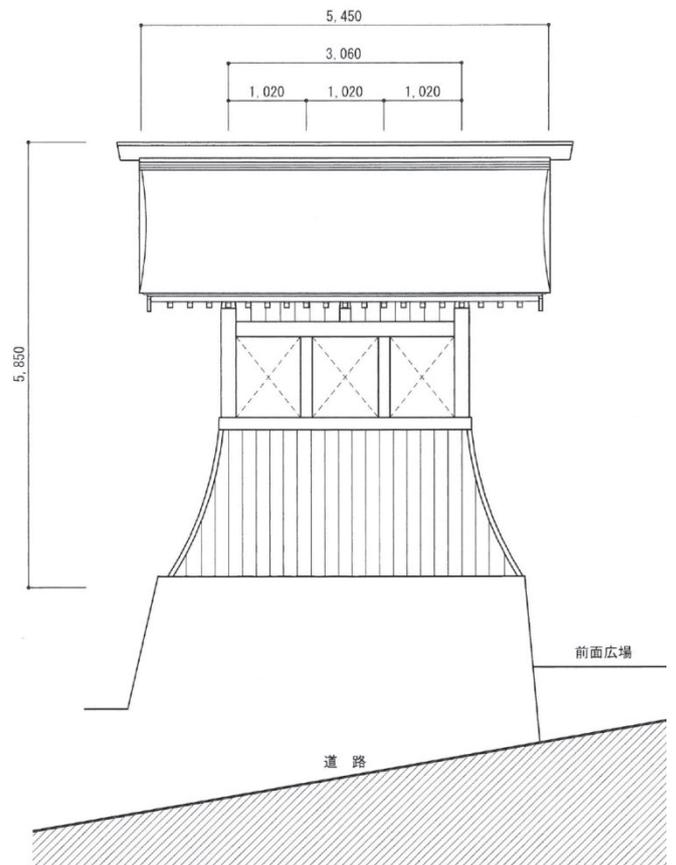
<東立面図 S=1/100>



<1階平面図 S=1/100>



<2階平面図 S=1/100>



<南立面図 S=1/100>

図2-77：鐘楼実測図

(3) -15 大久保長安逆修塔・(3) -16 河村彦左衛門供養塔

①概要

大久保長安逆修塔及び河村彦左衛門供養塔は、いずれも相川江戸沢町の大安寺境内にある。

大久保長安は慶長8年(1603)に佐渡代官に任じられ、直山制と呼ばれる直営形態で鉱山を経営して、金銀山開発の基礎を築いた。石見(島根県)・伊豆(静岡県)の金銀山の奉行(代官)も兼ねていて、金銀増産の功績は大きく、徳川家康の信任もあつかったが、死後、所領を没収され、一族は切腹を命じられた。逆修塔は、長安が自分の死後の冥福を祈るため生前に仏事を行って建てたものである。越前(福井県)の笏谷石で作った宝篋印塔で、法名と慶長16年(1611)の年号が入っている。

河村彦左衛門は上杉景勝の家臣で、佐渡代官として佐渡を支配していた。景勝の会津移封後も、佐渡の国情に詳しいことから佐渡にとどまり、金銀山の開発につとめる一方、慶長5年(1600)には佐渡一国検地を行った。慶長7年(1602)家康に罷免されて佐渡を去り、慶長13年(1608)に没した。供養塔は、均整のとれた堂々たる五輪塔で、慶長13年の年号が入っている。

<大久保長安逆修塔>

慶長16年(1611)銘の逆修塔。越前式宝篋印塔で、石室(覆殿)内に安置する。平成8年(1996)に全面保存処理と修復を実施している。

方形切石上にある石造宝篋印塔1基を石室(覆殿)の中に収納した形式である。石材は越前(福井県)産の「笏谷石」と呼ばれる緑色凝灰岩を用いている。

石室は切石を組んだ切妻平入造りで、石材は緑色凝灰岩であるが、安政3年(1856)の修復時に取り替えられた安山岩質のものが混在する。石室背後の板石3枚のうち、左右2枚の内側にはそれぞれ、蓮華座に如来形の立像を半肉彫する。

逆修塔は正面以外は無地で、中央の塔身に、蓮華座と周囲に蓮弁を彫り付けた月輪をうすく浮彫りし、月輪内にはやや上よりにキリークが刻まれている。塔身下の基礎に、「逆修」「大久保石見守殿」「法廣院殿一的□□」「干時慶長拾六亥曆」の銘文が刻まれている。

なお、宝篋印塔は相輪が無く、頂部と石室の天井が接触しそうなほど接近している。石材の異なる逆修塔の台座を設置したことによるものかなど疑問点もある。

<河村彦左衛門供養塔>

慶長13年(1608)銘の五輪塔で、大安寺の境内に建立された河村彦左衛門の供養塔であり、数ある大安寺の紀年銘石造物の中でも最古のものである。明和5年(1768)に本堂の奥から現在地に移動している。元位置の正確な場所は不明である。

デイサイト(石英安山岩)を材とする全高305.0cmの大型の五輪塔で、五輪のそれぞれに下から地・水・火・風・空の梵字による種子(五大種子)を刻んでいる。

地輪正面に右側から、「厥以右志者為俗名河村彦左衛門 逝去広岳院殿清浄浄栄大禅定門 頓証大菩提也 干時慶長十三戊申稔今月施主敬白」と刻まれ、向かって左側に「□□□ 小泊村 大工 惣左衛門」と刻まれ、小泊石工の手によるものであることがわかる。

修理等の痕跡も無く、全て当初材とみられる。本堂横の墓地から一段高い供養塔に至る石段が東南部にとりついている。安政3年(1856)に石材の交換を行った記録が残り、近年では平成8年(1996)に全面保存処理と修復を実施している。

②史跡の現状

大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔は、慶長11年(1606)に大久保長安が京都から大雲院聖

誉貞安を招聘して開基した浄土宗寺院である大安寺にあり、寺が日常的に管理している。大安寺境内には、長安の代官宗岡佐渡が寄進した慶長14年(1609)銘の名号石塔、佐渡奉行所を建てた棟梁水田与左衛門の五輪塔、地役人田島四郎右衛門の五輪塔など江戸時代初期の石造物が多く残っている。

<大久保長安逆修塔>

使用石材が軟質の凝灰岩であるため、全体に風化がみられ、特に風雨にさらされる石室(覆屋)の風化が著しく、背面の板石の剥落等が目立つ状況である。

石室前庭部分は切石を敷きつめており、石室の前には後年のものとみられる石灯籠が一对と供台が置かれている。石室の中には小さな石仏と五輪塔も置かれている。

項目		内容
指定面積		37.730 m ²
土地所有		公有地(市有地) ※鉱業権者(株式会社ゴールデン佐渡)
土地利用		墓地
地目		墓地
遺構		石塔及び石室(覆殿)
遺構分布		・大安寺境内に位置する。
施設 分布	史跡整備 関連施設	史跡名称柱、史跡説明板
	その他	
維持管理状況		・大安寺の境内と一連の土地となっており、寺が日常的に管理している。
公開活用状況		・境内地として開放している。
法規制		文化財保護法(重要文化的景観) 景観法(佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域) 鉱業法(鉱業権登録区域) 都市計画法(都市計画区域) 騒音規制法(第2種・第3種区域) 振動規制法(第1種・第2種区域) 地すべり等防止法(地すべり防止区域) 新潟県屋外広告物条例(許可地域)
調査等の履歴		平成8年 薬剤注入による保存処理 平成8年 発掘調査(地下構造) 平成13・16年度 石造物分布調査(平成16年 報告書刊行)
自然 条件	地形	・本堂前の平坦地に立地する。
	植生	・境内外周の斜面地は、環境省の2001年の調査(第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査)によるとタブノキ群落とエゾイタヤエノキ群落となっているた、逆修塔は墓地内に立地するため指定範囲に樹木はない。

<河村彦左衛門供養塔>

供養塔は、比較的硬質なデイサイトを用いていることもあり、目立った破損・風化は見られないが、日中も暗いタブ林内にあるため、コケ類の付着が認められる。

項目		内容
指定面積		33.270 m ²
土地所有		公有地（市有地） ※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）
土地利用		墓地
地目		墓地
遺構		石塔
遺構分布		・大安寺境内に位置する。
施設 分布	史跡整備 関連施設	名称柱
	その他	
維持管理状況		・大安寺の境内と一連の土地となっており、寺が日常的に管理している。
公開活用状況		・境内地として開放している。
法規制		文化財保護法（重要文化的景観） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 鉱業法（鉱業権登録区域） 都市計画法（都市計画区域） 騒音規制法（第2種・第3種区域） 振動規制法（第1種・第2種区域） 地すべり等防止法（地すべり防止区域） 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域） 佐渡文化財保護条例（天然記念物 大安寺のタブ林） 新潟県屋外広告物条例（許可地域）
調査等の履歴		平成13・16年度 石造物分布調査（平成16年 報告書刊行）
自然 条件	地形	・境内外周の斜面地の頂部に立地する。
	植生	・境内外周の斜面地は、環境省の2001年の調査（第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査）によるとタブノキ群落とエゾイタヤエノキ群落となっており、供養塔はタブ林内に立地する。

〈指定地の現況写真〉

大久保長安逆修塔



写真 2-253 : 宝篋印塔

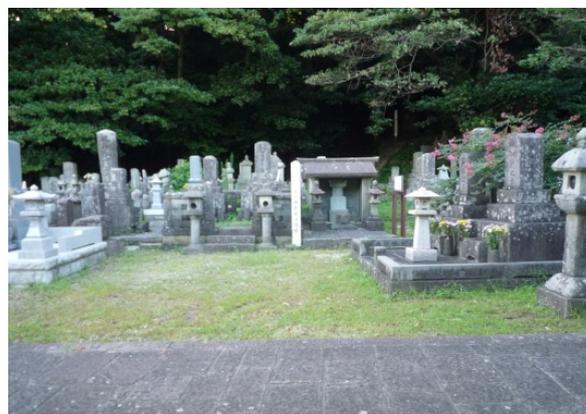


写真 2-254 : 指定地全景(手前の空地から右奥の石室)



写真 2-255 : 石室(覆殿)・灯籠 2 基・供台・地蔵・石畳



写真 2-256 : 風化が顕著な石室背面の板石(笏谷石)



写真 2-257 : 説明板



写真 2-258 : 史跡名称柱

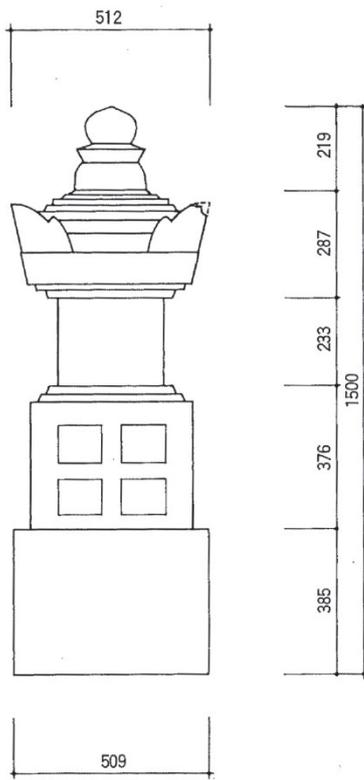
河村彦左衛門供養塔



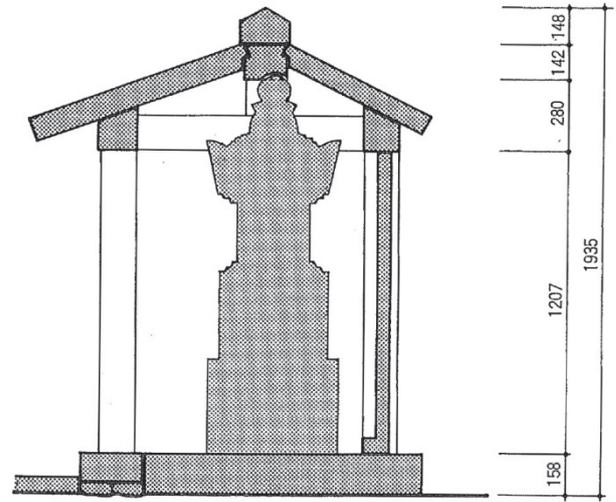
写真 2-259 : 河村彦左衛門供養塔と史跡名称柱



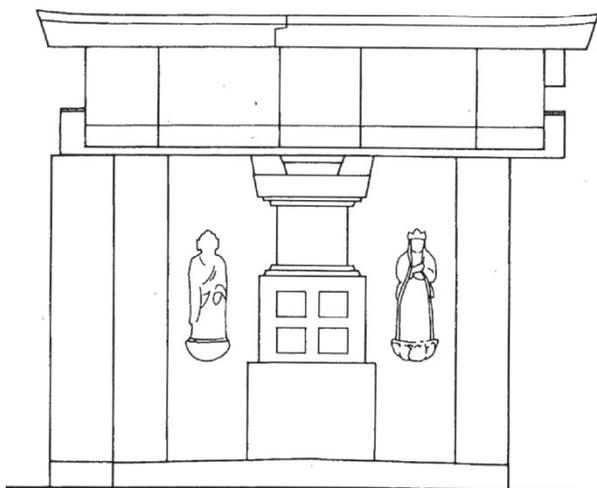
写真 2-260 : 石段、石垣、供養塔周囲のタブ林



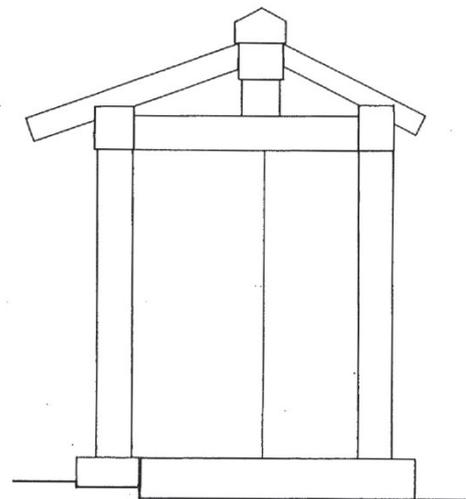
立面図 (S=1/20)



断面図 (S=1/30)

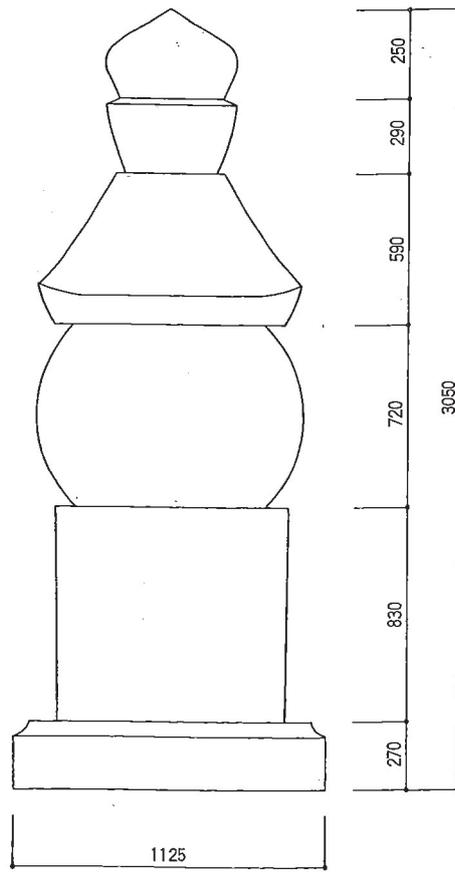


正面図 (S=1/30)



側面図 (S=1/30)

図 2-79 : 大久保長安逆修塔実測図



立面図 (S : 1/30)

図 2-80 : 河村彦左衛門供養塔立面図